

第2版の出版にあたって

2004（平成16）年4月に初版を刊行してから、早くも5年が経とうとしている。

その間、地方自治を取り巻く環境にも大きな変化がみられた。すなわち、2006年には行政手続法が改正されて意見公募手続が取り入れられ、また同年、地方自治法が改正されて副知事・助役制度が見直され、副知事・副市长町村長が制度化された。そして、とりわけ地方分権の動きには、注目すべきものが看取される。おもえば、1995年から2001年までを第1次分権改革期とすると、当時はいわば国と地方の対等な協力関係をめざして機関委任事務を廃止し、通達による国の関与を廃止・縮小しようとした。その後2002年から2006年までは、三位一体の改革として国と地方の税財政制度の改革が行われてきた。しかし、国からの権限移譲が不十分とされ、現在は第2次分権改革期として、2007年4月1日施行の地方分権改革推進法に基づき地方分権改革推進委員会を設置、さらなる分権化として完全な自治権を有する「地方政府」の樹立が企図されつつある。

残念ながら、本書第2版ではこの地方分権改革推進委員会の動向については、時間的にみて考察できなかった。しかし、ここ数年における重要な判例や学説については可能な限り最新のものに改めた次第である。

なお第2版の出版にあたっては、法律文化社の秋山泰社長、および同社編集部の尾崎和浩氏に一方ならないお世話になった。ここに厚く御礼申し上げたい。

2009年4月吉日

高田 敏
村上 武則

はしがき

世紀の転換は、地方自治の在り方の転換をも迫っている。1999年の地方分権一括法・地方自治法大改正は、機関委任事務の廃止に象徴的に示されるように、「国一地方」のかたちを大きく変化させようとしているが、これは、日本国憲法のいう「地方自治の本旨」(92条)の制度的実現へも歩を大きく進めたものであるとともに、世界史的潮流に即したものと言えよう。今後、国と地方の間では、両者の対等の関係を前提とした役割分担と協働が求められる。しかも、local (市町村) → regional (都道府県) → national (国) → international (国際社会)という国際的視座に立った下からの積み上げ・民主主義が志向されるべきであろう。

この新しい時代の地方自治においては、その理念・原理に基づけられた地方自治体の自己決定が重要となり、その実現に向けた制度づくり（新しい制度においては条例制定権の意義が高まる）と運営が求められる。そして、そのための自己形成的な政策法務が必要となろう。

本書は、このような地方自治法の理念、原理・原則を明らかにし、地方自治法の体系とそれを構成する領域ならびに課題を提示し、法解釈の基本を提供しようとする教科書である。そこにおける体系は、「住民自治から出発し、「住民—地方公共団体の組織—地方公共団体の権能と作用」という3つの領域から地方自治法が構成されるものと捉えて、それぞれを扱う3つの部を配し、さらにそれらの基礎をなす問題やそれに共通の問題を扱う部を設け、計4つの部から成るという形を探っている。そして本書の執筆者は、憲法、行政法、地方自治法、財政法等を専門とする研究者であるが、地方自治法を憲法具体化法と捉え、日本国憲法に即した法治主義に基づいて地方自治の本旨を実現していくと考えている。また、執筆に際しては、最新の地方自治の動きや学問の動向を踏まえて、問題を考察しようとしている。

本書が、新しい時代の地方自治について学ぼうとされる学生、研究者、地方自治を担当され地方自治に関係される実務家（国の機関構成員も）の皆様に、さらには、地方自治に关心をもち、国と地方の在り方を考えようとする方々に利用していただくことができ、地方自治の理解と実践にいささかでも役立つことができれば幸いである。

なお、本書の企画実現については法律文化社の岡村勉社長に御高配いただき、また出版にいたる作業については、同社編集部の田多井妃文氏に一方ならないお世話になった。ここに深く感謝の意を表したい。

2004年4月吉日

憲法と地方自治

高田 敏
村上 武則